

証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	フィデリティ・ジャパン・オープン(確定拠出年金向け)
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式
4. 商品属性	
当初設定日	2001年11月22日
信託期間	無期限
クローズド期間	ありません。
主要投資対象	フィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド受益証券を主要投資対象としています。 ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式等へ実質的に投資を行う「ファミリーファンド方式」です。
運用方針	フィデリティ・ジャパン・オープン(確定拠出年金向け)は、投資信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。 ①わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要な投資対象とします。アジア株式にも投資可能としていますが、現在は主として国内株式に投資しています。 ②個別企業分析に基づき、高成長企業(市場平均等に比較し高い成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される企業)を選定し、利益成長性等と比較して妥当と判断される株価水準で投資を行います。 ③個別企業分析にあたっては、日本および世界の主要拠点のアナリストによる独自の企業調査情報を活用し、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。 ④ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。 ⑤株式の組入比率は、原則として高位を維持し、投資信託財産の総額の65%超を基本とします。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式への投資割合には制限を設けません。 ● 新株引受証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ● 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
ベンチマーク	TOPIX(東証株価指数)(配当金込)
決算日	毎年3月21日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時(原則、3月21日)に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
償還条項	信託期間中に、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託会社と合意のうえ、償還する場合があります。 償還が行われると受益権が換金されることにより運用が行えなくなります。
5. 購入方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上 1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料 信託報酬	<p>ありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 純資産総額50億円未満の部分・・・純資産総額に対して年1.518%(税抜年1.38%) (内訳:委託会社0.803%(税抜0.73%)、販売会社0.605%(税抜0.55%)、受託会社0.11%(税抜0.10%)) ● 純資産総額50億円以上500億円未満の部分・・・純資産総額に対して年1.496%(税抜年1.36%) (内訳:委託会社0.781%(税抜0.71%)、販売会社0.605%(税抜0.55%)、受託会社0.11%(税抜0.10%)) ● 純資産総額500億円以上1,000億円未満の部分・・・純資産総額に対して年1.4905%(税抜年1.355%) (内訳:委託会社0.7755%(税抜0.705%)、販売会社0.605%(税抜0.55%)、受託会社0.11%(税抜0.10%)) ● 純資産総額1,000億円以上の部分・・・純資産総額に対して年1.485%(税抜年1.35%) (内訳:委託会社0.77%(税抜0.70%)、販売会社0.605%(税抜0.55%)、受託会社0.11%(税抜0.10%))
信託財産留保額	ありません。

(運営管理機関) リそな銀行

項目	内容
7. 費用 その他費用	この商品には次の費用がかかります。 次の費用が当ファンドから支弁されます。 ● 信託報酬に対する消費税および地方消費税相当額(8%)を信託財産で支弁します。 ● ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管費用、借入金の利息、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を投資信託財産で支弁します。
8. お申込み不可日	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得および換金の申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱できない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者の方の年金資産残高に対して約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み 損失の可能性	● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。 ● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。
11. 基準価額の主な 変動要因等、リスク	ファンドは株式などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。主なリスク要因は以下の通りです。
価格変動リスク	・「フィデリティ・ジャパン・オープン(確定拠出年金向け)」は、株式、公社債などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。 ・海外の金融・証券市場に投資を行う場合には、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。また、投資対象先がエマージング・マーケット(新興諸国市場)の場合には、特有のリスク(政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの高い変動、外国への送金規制等)が想定されます。 ・解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的にファンドで資金借入を行なうことによりファンドの解約代金の支払に対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。
為替変動リスク	日本以外の外国の株式や債券等に投資を行なう場合は、為替リスクが発生し、各国通貨の円に対する為替レートにより、ファンドの基準価額が変動します。また、為替ヘッジを行なう場合には、為替ヘッジを行なう通貨の金利と円金利を比較して、円金利の方が低い場合には、当該金利差相当分の為替ヘッジコストがかかります。なお、為替ヘッジを行うことによって、為替変動の影響が完全に排除できるとは限りません。
信用リスク	株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。また、債券等へ投資を行なう場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。
その他	・ファンドは当面、TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとしますが、ベンチマークはわが国株式市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合または下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資効果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。 ・ファンドの主たる投資対象であるマザーファンドは、ボトム・アップ・アプローチで組入銘柄を決定します。業種配分その他のリスク管理も行ないますが、結果的に、ポートフォリオの業種配分や銘柄構成等がわが国の株式市場全体とは大きく異なるものとなる場合も想定されます。その場合、ファンドの基準価額の値動きは、わが国の株式市場全体の動きと大きく異なる場合も想定されます。 ・ファンドは、証券価格の変動または証券の価値に影響を及ぼすその他の諸要因に関するファンドのリスクを増加または減少させる運用手段(たとえば有価証券先物取引等)を用いることがあります。このような手法が想定された成果を収めない場合、ファンドはその投資目的を達成できず、損失を生じる恐れがあります。 ・ファンドの分配金は、目論見書記載の「分配方法」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
12. セーフティー ネット情報	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	解約価額(= 基準価額) × 保有口数 ※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。
14. 委託会社	フィデリティ投信株式会社 委託会社としてファンドの信託財産の運用の指図等を行ないます。
15. 受託会社	野村信託銀行株式会社 ファンドの信託財産の保管・管理業務等を行ないます。

(運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。